

# 企画競争説明書

業務名称：マラウイ国「産業振興政策アドバイザー」業務（第1期）

案件番号：19a00507

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2019年12月4日  
独立行政法人国際協力機構  
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2019年12月4日（水）

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：マラウイ国「産業振興政策アドバイザー」業務（第1期）
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：
  - ( ) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款  
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
  - (○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款  
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2020年2月～2020年10月  
上記は第1期の予定であり、第2期については別途公示を行います。

### 4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

【契約第一課 松崎晃昌 Matsuzaki.Terumasa@jica.go.jp】

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

### 5 競争参加資格

#### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約

交渉の際に確認させていただきます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者  
具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。
  - 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者  
具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
  - 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく競争参加資格停止措置を受けている者  
具体的には、以下のとおり取扱います。
    - ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
    - ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
    - ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
    - ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。
- (2) 積極的資格要件  
当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。
- 1) 全省庁統一資格  
令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。
  - 2) 日本登記法人  
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- (3) 利益相反の排除  
利益相反を排除するため、本件業務の TOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。  
具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。  
*特定の排除者はありません。*
- (4) 共同企業体の結成の可否  
共同企業体の結成は認めません。
- (5) 競争参加資格要件の確認  
競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2019年12月11日（水） 17時
- (2) 提出先・場所：上記4. 窓口  
*注1) 原則、電子メールによる送付としてください。*  
*注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。*
- (3) 回答方法：2019年12月16日までに当機構ホームページ上に行います。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2019年12月20日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参  
 注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。  
 注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。
- (3) 提出先・場所：上記4. 窓口
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部  
 見積書 正1部 写 1部
- (5) プロポーザルの無効  
 次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
  - 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
  - 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
  - 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
  - 5) 虚偽の内容が記載されているとき
  - 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき
- (6) 見積書  
 本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。  
 (URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)
- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
  - 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
    - a) 旅費（航空賃）
    - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
    - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
    - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
    - e) その他（以下に記載の経費）  
 本案件において対象となる項目はありません。
  - 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。  
 本案件において対象となる項目はありません。
  - 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
    - a) MWK 1 = 0. 150790円
    - b) US\$ 1 = 107. 990000円
    - c) EUR 1 = 118. 169000円

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たったの視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

### (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
  - a) 業務主任者／アグリビジネス／バリューチェーン①

b) バリューチェーン②

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 7.25 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

**最低見積価格との差 (%) に応じた価格点**

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

**9 評価結果の通知と公表**

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2020年1月14日（火）までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

**1 2 資金協力本体事業への推薦・排除**

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式 5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社その他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

**1 3 その他留意事項**

- (1) 配布・貸与資料  
当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。
- (2) プロポーザルの報酬  
プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。
- (3) プロポーザルの目的外不使用  
プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交涉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。
- (4) プロポーザルの返却  
不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。
- (5) 虚偽のプロポーザル  
プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。
- (6) プロポーザル作成に当たっての資料  
プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。
- 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：  
当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」  
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)
  - 2) 業務実施契約に係る様式：  
同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」  
(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))



## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
  - 1) 類似業務の経験  
注) 類似業務：アグリビジネスに係る各種業務
  - 2) 業務実施上のバックアップ体制等
  - 3) その他参考となる情報
- (2) 業務の実施方針等
  - 1) 業務実施の基本方針
  - 2) 業務実施の方法
    - 1) 及び2) を併せた記載分量は、15ページ以下として下さい。
  - 3) 作業計画
  - 4) 要員計画
  - 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
  - 6) 現地業務に必要な資機材
  - 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
  - 8) その他
- (3) 業務従事予定者の経験、能力
  - 1) 業務管理体制の選択  
本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。
  - 2) 評価対象業務従事者の経歴  
評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。
    - 業務主任者／アグリビジネス／バリューチェーン①
    - バリューチェーン②各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。  
【業務主任者（業務主任者／アグリビジネス／バリューチェーン①）】
    - a) 類似業務経験の分野：アグリビジネス／バリューチェーン／中小零細企業振興に係る各種業務
    - b) 対象国又は同類似地域：全途上国
    - c) 語学能力（認定書を添付）：英語
    - d) 業務主任者等としての経験
    - e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等
    - f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験も含む。）【業務従事者：担当分野 バリューチェーン②】
    - a) 類似業務経験の分野：アグリビジネス／バリューチェーン／中小零細企業振興に係る各種業務
    - b) 対象国又は同類似地域：全途上国
    - c) 語学能力（認定書を添付）：英語
    - d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等
    - e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験も含む。）

### 2 プロポーザル作成上の条件

- (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

## (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	(10.0)
(1) 類似業務の経験	6.0
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.0
<b>2. 業務の実施方針等</b>	(40.0)
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.0
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.0
(3) 要員計画等の妥当性	4.0
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	(50.0)
(1) 業務主任者の経験・能力	(34.0)
	業務主任者のみ
① 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／アグリビジネス／バリューチェーン①	(34.0)
ア) 類似業務の経験	13.0
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.0
ウ) 語学力	6.0
エ) 業務主任者等としての経験	8.0
オ) その他学位、資格等	4.0
(2) 業務従事者の経験・能力： バリューチェーン②	(16.0)
ア) 類似業務の経験	8.0
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.0
ウ) 語学力	4.0
エ) その他学位、資格等	2.0
総合評点	(100.00)

## 第3 特記仕様書（案）

### 1. 業務の背景

マラウイは東南部アフリカに位置し、周囲を資源国に囲まれているが、鉱物資源の産出量は極めて限定的であり、農業を主産業としてきた。農林水産業はGDPの3割を占め、主な輸出産品は葉タバコ、砂糖、茶等の一次産品である。主産業である農業は、天水に依存した自給自足の小作農が80%となっているため、灌漑農業への転換、農産品の多様化や加工生産、組合活動を通じた組織化や経営の多角化などを通じて、農業生産性の改善を図り、雇用機会を増進し、地域の経済を底上げしていくことが喫緊の課題である。

マラウイ国内には、農村部を含めて約98万社の中小零細企業が存在し、100万人以上を雇用している（2012年、政府統計）。しかしながら、実態は約80%が従業員1～4名のいわば家族経営的な零細企業であり、中企業は高々2%しかなく、製造業も企業全体の12%にとどまっている。零細企業の多くは、経営や会計能力の不足、品質管理に関する知識不足、市場や金融へのアクセス難などの課題があり、極めて脆弱である。

2000年代初頭から約10年間にわたって、JICAはマラウイにおける地場産業の活性化と地域振興を目指して一村一品（One Village One Product: OVOP）運動活動の協力を行ってきた。小規模ビジネスや生産者グループ、OVOP事務局および一村一品県担当職員（ACLO：Assistant Cooperative Liaison Officer）を対象に、経営管理や広報活動等の基礎的なビジネス知識、産品やサービスに付加価値をつけるための品質管理技術、ビジネスを通じたコミュニティ活性化に発展していくための支援体制の構築の他に、OVOP運動の理念を普及し、ビジネス開発サービスを通じてビジネスを継続できる基礎的能力を培ってきた。また、現在は市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクト（MA-SHEP）の協力を通じて、「作ってから売る農業」から「売るために作る農業」への転換を進めている。

マラウイ政府は、2017年に「第三次マラウイ成長開発戦略」（Malawi Growth and Development Strategy III）を策定し、産業開発を優先分野の一つに掲げ、国家戦略として産業開発に取り組むことを表明している。本協力のカウンターパートである産業貿易観光省は、これまでのJICA協力の経緯と成果を踏まえつつ、2016年に本アドバイザー派遣を日本政府に要請した。

本アドバイザーは、マラウイのアグリビジネスを中心とする民間セクター開発の現状、マラウイ政府の施策とその事業実施計画、他ドナーのプロジェクトの動きを把握した上で、中小零細企業及び組合に対する行政サービス強化を図るため、産業振興関連の政府機関のアクションプランの策定と、その実施を促進することを目的とする。

### 2. 業務の目的

本業務は地域活性化のための産業振興を目指し、C/Pや関連機関のアクションプランの策定と実施を通じた計画実施能力や連携体制の強化を目的としている。

### 3. 業務対象地域

リロングウェ県、ムチンジ県、デッサ県、バラカ県、ムジンバ県、ブランタイヤ県、マチンガ県

### 4. 業務の方針及び留意点

#### ① 業務実施開始までの背景と全体目的

本案件は、カウンターパートと協議して2016年当初の要請内容から変更し、マラウイ政府による第三次マラウイ成長開発戦略（MGDSⅢ）の策定等の動きを踏まえ、コンサルタント派遣の全体目的を、マラウイのアグリビジネスを中心とする民間セクター開発の現状、マラウイ政府の施策とその事業実施計画、他ドナーのプロジェクトの動きを把握した上で、産業振興関連の政府機関を交え、地域活性化を念頭とした戦略的かつ効果的なビジネス開発サービス普及に向けたアクションプランの策定と、その実施を促進することとする。これらの活動を通じて、中小零細企業及び組合に対する行政サービス強化を図り、地場の中小零細企業・組合の起業環境や経営能力の改善と地域活性化に貢献することが期待されている。

本業務は第1期（本契約）と第2期の2段階とし、第1期の成果は「6. 業務の内容」に記載の通りであるが、第2期の目標は次の通りである。第1期では下記の第2期の成果を念頭に置いた業務遂行が期待される。

（目標）

- ア) 中小零細企業・組合の起業、経営改善、輸出製品の企業振興に関するカウンターパートの能力強化活動が計画、実施される。
- イ) 農業およびアグリビジネス振興をメインとする産業振興のための関係機関のアクションプランが策定、実施される。

第2期に係る業務工程は、2021年中の開始・終了を想定している。

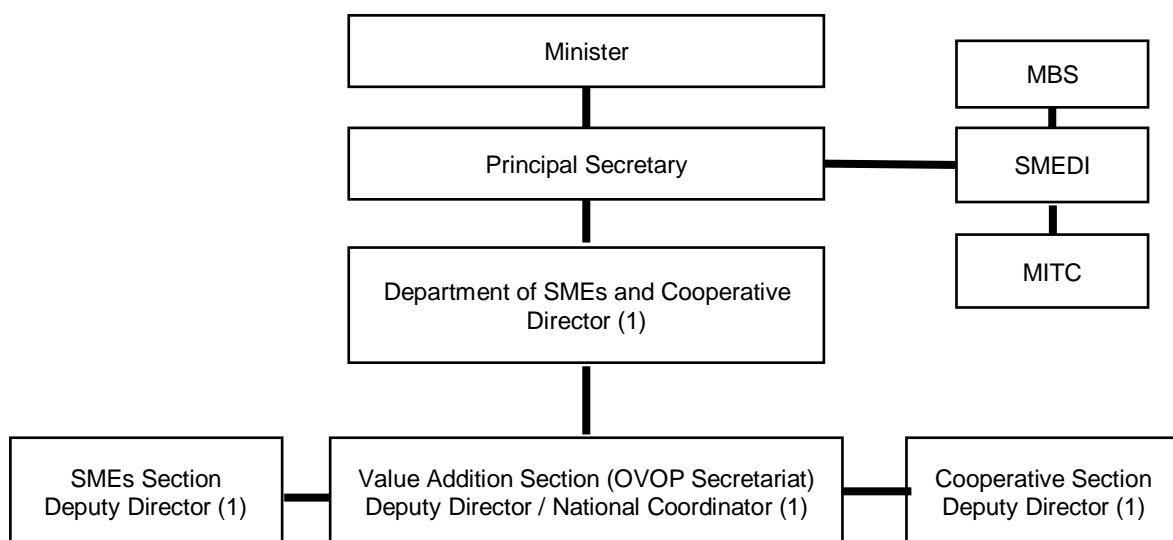
### ② 既往案件の成果のレビュー

JICAは「マラウイ共和国一村一品運動のための制度構築と人材育成プロジェクト（2005－2010）」、「一村一品グループ支援に向けた一村一品運動実施能力強化プロジェクト（2011－2017）」を実施してきた。プロジェクトの終了から2年以上を経過しているため、本業務の着手に際し、全国のACLOの配置や一村一品グループの設立、一村一品戦略ペーパー、既往案件で導入したマニュアル等を含め、過去案件の成果の定着をC/Pとともに確認する。

### ③ C/P機関である産業貿易観光省中小零細企業・組合局

OVOP事務局は、産業の中核を担う中小零細企業及び組合の強化を担う組織として、産業貿易観光省の中小零細企業・組合局内の課に改編され、以下図のとおり、局長（1名）、副局長（3名）、職員（15名）の体制である。本業務の実施に関しては、産業貿易観光省の強いイニシアティブが不可欠であることから、業務の進捗状況を適時に報告し、マネジメントレベルの理解・協力を得る。またC/Pとともに、マラウイ政府の各種実施機関や他のステークホルダーとの関係強化に努める。

マラウイ政府は全体としてドナーへの依存度が高いため、協力に際しては、マラウイ側がアクションプラン作りを率先するよう、マラウイ側の関与とオーナーシップを高めながら協働する。本業務の範囲は調査が主体になるが、技術協力の観点からC/Pによる業務計画・調査手法検討・調査実施の主体的な取り組みを促すこと。



### ④ 他ドナーとの協調や連携、技術作業部会への参加

マラウイの民間企業開発セクターでは、ドナー会合が定期的に行われており、本専門家はC/Pと共に会合に参加し、情報共有・協調を進め、会合を通じて協力成果を積極的に発信する。

⑤ 政府職員に対する日当・宿泊ガイドラインの遵守

JICAは、ドナー間で合意済みの統一的な日当・宿泊ガイドラインを順守している。専門家も、マラウイ国内での研修等における日当・宿泊費の支出に際しては、この基準に沿って行う。

5. 業務の範囲

本業務は、2016年に採択された要請書に基づき実施するものである。受注者は、「2. 業務の目的」を達成するために、「6. 業務の内容」記載の調査を行い、進捗に応じ「7. 報告書等」に示す報告書を作成し、先方関係機関ならびに発注者へ説明・協議を行う。

6. 業務の内容

本業務においてコンサルタントが実施する内容は、以下のとおり。もし他に効率的かつ効果的な作業方法・期間等があればプロポーザルにて提案すること。

【上位目標 (Overall Goal)】

地域活性化を目指し、地場の中小零細企業・組合の起業環境や経営能力が改善される。

【案件目標 (T/C Purpose)】

アグリビジネスを中心とする産業振興のための行政機関、関連民間企業、バリューチェーンの基礎調査を通じて、産業振興における現状と課題が整理・分析される。

【成果 (Outputs)】

- (1) アグリビジネスにおける中小零細企業・組合の活動環境や経営状況、マラウイ政府の施策と事業計画等の行政サービス、他ドナーの取り組み等が調査され、課題が整理・分析される。
- (2) 国内市場及び輸出市場のそれぞれに対してポテンシャルのある農産品に関し、バリューチェーンの現状と課題が整理・分析される。

(国内準備)

- (1) 業務計画書(案)、ワークプラン(案)の作成 (2020年2月)
  - ① これまでの JICA の協力による報告書やマラウイ政府、他ドナー等が公表する資料・情報を収集・整理し、民間セクター開発やアグリビジネスに関する状況を把握する。
  - ② 業務実施に関する基本方針、実施体制、ならびにスケジュール等を検討し、業務計画書(案)(和文)とワークプラン(案)(英文)としてとりまとめる。

(第1次現地業務)

- (2) 業務計画書とワークプランの最終化と提出 (2020年2月)

JICA マラウイ事務所に業務計画書(案)、ワークプラン(案)を説明した後に、C/Pとの説明・協議を経て最終化し、C/P及びJICA マラウイ事務所に提出する。
- (3) 民間セクター開発、アグリビジネスの現状把握 (2020年3月~4月)
  - ① C/Pやマラウイ産業貿易センター、マラウイ商工会議所、中小企業開発機関、農業灌漑水開発省、ドナー等へのヒアリングによる情報収集・分析と課題の抽出を行う。想定項目は以下のとおり。
    - ア) 政策・戦略、法制度、行政サービスの状況(中央省庁間及び地方政府、関係機関との調整・役割)、
    - イ) 実施体制・能力(意思決定の仕組み、人員体制、予算配分と支出状況等)
    - ウ) 他ドナー(世銀、AfDB、EU、USAID、GIZ、DFID等)の協力状況、協力を通じて得られた知見や教訓等。なおドナーのコンタクトポイントはJICAマラウイ事務所に事前相談すること。
    - エ) 政策・計画・事業実施面での課題
  - ② 調査結果をとりまとめ、C/P及びJICAマラウイ事務所に報告する。

- (4) 一村一品関連事業の現状把握・レビュー、農産物バリューチェーンの課題分析  
(2020年3月～4月)
- ① 一村一品プロジェクトにおける生産者団体5グループ（案、Kamwendo、Bwanje、Liwinza、Champhira、Home Oils）、政府関係機関とマルソユニオン<sup>1</sup>（リロングウェ県）の活動状況を確認する。
    - ・同一県内に、マラウイ政府や他ドナーによる協力案件で比較対象となりうる現場があれば、訪問ヒアリングを行い、一村一品プロジェクト及び比較対象とした案件の強み・弱みを分析する。
    - ・調査県（案）はムチンジ、デッサ、バラカ、ムジンバ、ブランタイヤの5県で、移動日を除き各4日間での調査（②の調査を含む）を想定する。ただし比較対象プロジェクトがある場合は延長可能。
    - ・生産者団体へのヒアリング調査項目（案）は以下のとおり。
      - ✓ 組織構成（会員数、男女比率等）
      - ✓ 財務状況（収入、売上、支出、利益等）
      - ✓ 活動状況（年間計画、取り扱い作物、今後の展望等）
  - ② 5県における零細企業組合の農産物バリューチェーン上の課題を調査する。マラウイにおいては、農産品や農産加工品の供給側の問題のみならず、市場の整備や拡大、新たな需要の掘り起こしが進まないために需給が低いレベルに留まり、地域経済の活性化の速度が遅い傾向にある。
    - ✓ 社会・経済の概況、農業セクターの開発状況
    - ✓ 農産物バリューチェーン（生産・貯蔵・加工の状況、市場アクセスと市場までの距離、市場規模、生産者と仲買人等の関係、農産品の品質、市場価格の決定要素等）
    - ✓ 農村金融アクセス（提供機関、金融商品、提供側からの課題、利用者側からの課題等）
    - ✓ 政府関係機関（県議会、マラウイ産業貿易センター、マラウイ商工会議所、中小企業開発機関、県農業開発事務所等）の活動状況と課題
  - ③ 調査結果の途中経過報告と、第2次現地業務の方向性に関する意見交換をC/PとJICA事務所に対して行う。

(第1次国内作業) (2020年5月)

- (5) 第1次現地業務の内容整理・分析、第2次現地業務の準備
- ① 現地で収集した情報を整理し、分析結果をとりまとめる。
  - ② 第2次現地業務に向けて、活動方針や調査手法を検討する。
  - ③ 業務進捗報告書を作成する。

(第2次現地業務) (2020年7月～8月)

- (6) C/P及びJICAマラウイ事務所に対する第2次現地業務内容の分析結果報告と第2次現地業務の調査方針の確認
- (7) 小中企業レベルでの国内農産品バリューチェーンに係る調査
- ① 主要都市（リロングウェ県、ブランタイヤ県）を対象とし、国内農業関連企業（種子・肥料・資機材）に関わる主要企業各3社（年間売上規模100万マラウイクワチャ以上とする）を特定する。  
C/Pとともに各企業を訪問し、企業情報（概要、事業内容、販売・生産実績、関連企業等）・経営状況（売上、支出、利益等）のほか、企業活動上の工夫や抱える課題、行政機関への要望等をヒアリングする。なお、対象企業数は従業員規模

<sup>1</sup> Maluso Cooperative Unionは、OVOPグループが共同出資し、OVOP商品のマーケティング支援（包装資材の輸入や包装作業の一括実施、商品の販売促進や輸出支援等）を実施する組織。マルソとは現地語で「技術(スキル)」の意であり、多様なスキル習得と向上を図ろうとの思いが込められている。

に留意してC/Pとともに選定するが、概況把握のためのサンプリング的な調査であり、広くアンケート等を行うことは想定しない。

- ② 農業に関連するスタートアップ企業（創業から3年程度）をリストアップ（3社）し企業情報（概要、事業内容、販売・生産実績、関連企業等）・経営状況（売上、支出、利益等）のほか、組合化・法人化のメリット・デメリット、起業手続・融資・税制等のスタートアップに関する課題を分析する。企業活動上の工夫や抱える課題、行政機関への要望等をヒアリングする。
- ③ 小中企業レベルでの国内農産品バリューチェーン上の課題を整理・分析する。
- ④ C/Pや各実施機関と意見交換を行い、課題解決に必要な改善の方向性、C/Pや各機関が取るべきアクション項目をとりまとめる。

(8) 輸出農産品バリューチェーンに係る調査

- ① 上記（7）と同様に主要都市（リロングウェ県、ブランタイヤ県）を対象とし、農産品輸出に関わる主要企業5社（生産・加工・輸送等）を特定する。各企業を訪問し、企業情報（概要、事業内容、販売・生産・輸出実績、関連企業等）・経営状況（売上、支出、利益等）と輸出農産品バリューチェーン上の課題を抽出する。調査に当たっては、調査効率を上げるため（7）と同時期の実施とする。2019年にマラウイがCARD フェーズ2に加盟したことを踏まえて、輸出産品の一つにコメを加えること。
- ② ナカラ回廊開発に関連する国境（ザンビア国境沿いムチンジ県、モザンビーク国境沿いマチンガ県）での農産品市場動向に関するフィールド調査（各現地2日間）を実施する。なお、貿易円滑化に関わる課題の深掘りの程度は、C/Pや他実施機関と事前に協議のこと。
- ③ 収集した情報をもとに、輸出農産品バリューチェーン上の課題を整理・分析する。
- ④ C/Pや各実施機関と意見交換を行い、課題解決に必要な改善の方向性、C/Pや各機関が取るべきアクション項目をとりまとめる。

(第3次現地業務) (2020年9月)

(9) ステークホルダーワークショップの実施

- ① 成果（1）（2）の結果報告と今後のアクション項目についてステークホルダーとのディスカッションを目的として、リロングウェにてワークショップを開催する。参加者はC/Pと各実施機関、地方の出先機関等を対象とする。本ワークショップでの議論の結果から、第2期の業務の方向性（案）を導くこと。
- ② ワークショップの結果とともに活動の成果をJICAマラウイ事務所に報告する。

(国内整理)

(10) 業務完了報告書作成・提出 (2020年10月)

業務結果を業務完了報告書に取り纏め、C/PおよびJICAに報告・提出する。

7. 報告書等

(1) 報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書は以下の通りとし、本契約に係る最終報告書は業務完了報告書とする。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書	第一回派遣開始時（2020年2月下旬を想定）	和文2部
ワークプラン	第一回派遣開始時（2020年2月下旬を想定）	英文4部
業務進捗報告書	全業務工程の重要点（2020年5月を想定）	和文2部 英文4部 CD-R 4枚
業務完了報告書	英文：最終派遣終了時（2020年9月中旬） 和文：契約終了時（2020年9月下旬）	和文2部 英文4部 CD-R 4枚



現地派遣期間中の業務従事月報を作成し、JICAマラウイ事務所に提出する。また、業務完了報告書は製本することとし、その他報告書等は簡易製本とする。報告書の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

以上

## 第4章 契約の条件

### 1. 業務工程

本件に係る業務工程は2020年2月下旬から第一回派遣を開始し、2020年9月下旬に最終派遣を終了することを予定している。なお、業務工程実施に係る契約期間は全業務工程期間を通じた複数年度契約を想定している。

### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成

#### (1) 業務量の目途

全体期間：2020年2月上旬から2020年10月下旬まで

業務M/M：国内 1.20M/M（24日）、現地 6.00M/M、合計 7.20M/M

業務日数：

第1次 国内準備8日、現地業務75日、国内作業8日

第2次 現地業務75日、

第3次 現地業務30日、国内整理8日

- ✓ 2名の専門家で合計6回の渡航想定。
- ✓ 現地派遣日数は180日を限度とする。

#### (2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。

##### ① 業務主任者／アグリビジネス／バリューチェーン①：（2号）

業務内容のうち、特にアグリビジネスに関する課題発見・分析・解決・組織強化に係る業務を担当する。行政におけるビジネス開発サービス強化・改善に係るアドバイスや産業・貿易・観光省（特に中小零細企業・組合局メンバー）や関係機関を交えた体制強化に関する知見や組織マネジメントの専門性が必要。

##### ② バリューチェーン②：（3号）

業務内容のうち、特に農産物のバリューチェーンに係る情報収集に係る業務を担当する。国内及び輸出市場に関する現状を調査するため、農産品に関する知識の他、研究・生産から小売りまでのバリューチェーンに関する専門性が必要。

### 3. 相手国の便宜供与

以下の事項については先方負担事項としてC/Pと調整済み。他方、消耗品（トナー（年に1回程度）、紙）、インターネット接続に係る費用は見積に含めること。レンタカーに係る費用を150日／年を目安として見積に含めること。

#### (1) C/Pの配置

#### (2) オフィススペースおよびオフィス機器の提供

### 4. 配布資料

- (1) 要請書（マラウイ政府より2016年度要望調査にて提出）
- (2) 先行案件業務完了報告書：
  - ① Final Report for JICA-OVOP Project (Phase 1)
  - ② Final Report for JICA-OVOP Project (Phase 2)
- (3) 一村一品戦略計画書

## 5. Web 公開資料

- (1) マラウイ成長産業予測に係る情報収集・確認調査 最終報告書  
[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/600/600/600\\_518\\_12126686.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/600/600/600_518_12126686.html)

## 6. その他留意事項

### (1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

### (2) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAマラウイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所（及び支所）と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

### (3) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。